

五

方 募

六
イ
発

価入価・別債行争非者特国札非
格行札格第参市及入価・別債発競
競発競II加場び札格第参市行争
争額行争非者特国發競I加場入
入価法入

額面金額で二兆二千八百六十
込募各割各當も各申
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応
割内參額応
りに加を募額
當お者案価
ていご分順格
るてとに次割
。各のよ高
申応りい

競争入札と同時に行われる入札場特別参加者ごとに応募限度額を定め、「国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めたものによる発行」及び「価格競争入札発行」という。及
び「価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札」であつて、財務大臣が各國債市
場特別参加者ごとに応募限度額を定めたものによる発行へ以下「I 非価格競争入札發行」
とし、「II 価格競争入札發行」といふ。
（注）第Ⅱ 価格競争入札發行は、非価格競争入札發行の範囲に属する。
（注）第Ⅰ 価格競争入札發行は、非価格競争入札發行の範囲に属する。

七

口イ
払

非入価込	行争非者特國行争非者特國	札非	入
競札格金	入価・別債入価・別債	発競	札
争發競金	札格第參市札格第參市	行争	發
入行争額	發競Ⅱ加場	發競Ⅰ加場	行

二十二	でた条特	でた条特でた条特十つ定円兆国項計九つ定う億	
十四兆	三利第別	二利第別二利第別九いに、千債のに億いにち円	
三万二	千付一會	千付一會十付一會億て基同百に規関七て基、	
億円千	五国項計	百国項計三国項計四はづ法八つ定す千はづ財	
三八	百債のに	五債のに億債のに百、き第十一にる二、き政	
千百	二に規關	億に規關三に規關八額發六二て基法百額發法	
九七	十つ定す	円つ定す千つ定す十面行十二はづ律十面行第	
百七	五いにる	いにる八いにる万金し二二、き第五金し四	
六七	億て基法	て基法百て基法円額た條二千額發四万額た條	
十億	円、づ律	、づ律万、づ律で利第十三面行十円で利第	
三八	額き第	額き第円額き第千付一三金し六、三付一	
万千	面發四	面發四面發四二国項百額た條特百国項	
六百	金行十	金行十金行十百債の五で利第別七債の	
千七	額し六	額し六額し六九に規万二付一會十に規	

十 ロ イ 一 発	九 八	二 ハ
別債行争非者特国札非入価發 参市及入価・別債發競札格行行 加場び札格第参市行争發競価 者特国發競I加場、入行争格日	振額最 替額入価・別債發競II加場 単面札格第参市行 位金發競I加場	低行争非者特国行争非者特国札 入価・別債發競I加場
額上額	平す額の振	五
面の面	成るの記替	万
金そ金	二。整載法	円
額れ額	十 数又の	百
百ぞ百	四 倍は規	二
円れ円	年 の記定	十
にのに	七 金録に	七
つ応つ	月 額はよ	億
き募き	二 に、る	四
百価百	十 よ最振	千
円格円	三 る低替	六
七七	日 も額口	百
錢錢	の面座	七
以	と金簿	十

十四

初
期
利
子

規下は払し払平
定、期た期成除税外しは者にへ額よに座も係
す次そが金と二すの国た、又おたにりつにのる
る号の銀額し十る税法金前はいだ百算い記と所
期及翌行を、四こ率人額記外てし分出て載し得
日び當休支次年とをがに(一)國取、のしは又て税
に第業業払の十が乗適當の法得当二た、は振が
つ十日日う算二でじ用該算人す該十金前記替源
い六にに。式月きたを非式である國を額記録口泉
て号支当たに二る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵
同に払ただよ十。額け住よるがをじらのれ簿収の
じおうるしり日(一)る者り場非発た当算る中さ利
。(いへと、算をを所又算合居行金該式ものれ子
。て以き支出支控得は出に住時額金にの口るに

十
三
二

の経利入価・
払過札格第
込利發競Ⅱ
み子率行争非

(一) 年
む十式は○
も号に、募。
のによ払二
と規り込決バ
す定算金定一
るす出額のセ
るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{33}{365}$$

(二)

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期參所金金期 利期
日加支額限 子以

平 財 日額平るい日毎
成 務 本面成利てを年
二 大 銀金二子、支六
十 臣 行額十をそ払月
四 か 百九支の期二
年 ら 円年払日と十
七 通 に六う以し日
月 知 つ月。前、及
二 を き二六各び
十 受 百十月支十
三 け 円日間払二
日 た に期月
者 者 属に二
す お 十

額面金額 × $\frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$